

令和7年第12回12月

つがる市農業委員会総会議事録

つがる市農業委員会

1. 開催日時 令和7年12月3日(水) 午後1時56分から午後2時24分

2. 開催場所 つがる市生涯学習交流センター「松の館」2階 視聴覚室

3. 出席委員数 36人中、33人出席

4. 出席委員名

2. 古坂 光司	4. 盛 彰一	5. 三橋 美也	6. 杉野森由美子	7. 小笠原 繁
8. 長谷川勝則	9. 田戸岡 誠	10. 太田 善造	11. 三橋 衛	12. 野宮富喜子
13. 笠井 正己	14. 新岡 亮	15. 吉田 秀美	16. 菊池 昭二	17. 葛西 勝久
18. 秋田谷廣次	19. 工藤しのぶ	20. 成田 金春	21. 杉森 広宣	22. 今 輝義
23. 鎌田 誠	24. 三橋 弘	25. 長谷川一幸	26. 工藤 恒實	28. 小山内 壽
29. 藤本 正彦	30. 工藤 正樹	31. 稲葉 武彦	32. 福井二三夫	33. 工藤 宰
34. 横山 治彦	35. 神 文敏	36. 浅見 春樹	計 33人	

5. 欠席委員 1. 松橋 正行 3. 高橋 敦樹 27. 長谷川秀樹 計3人

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 提出議案の上程

報告第19号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第63号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第64号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第65号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について

議案第66号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する適格者について

第4 諸般の報告

7. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

局長：中野拓哉 副参事：竹内攻規 次 長：村田龍治 主 事：坂本千怜

任用職員：工藤賢聖 計5人

8. 会議の概要

事務局長(中野拓哉)

委員の皆様が揃いましたので、「令和7年第12回(12月)つがる市農業委員会総会」を開会致します。開会にあたり、会長から挨拶がございます。

会長あいさつ(藤本正彦)

本日は、お忙しいところ、総会にご出席いただきましてありがとうございます。

12月に入りまして、師走に入りました。体調を崩さないように、そして明るい正月を迎えることを祈っております。

本日は12月総会という事で、慎重審議のもと、承認決定されます事をお願い致します。開会の挨拶と致します。

事務局長（中野拓哉）

それでは、農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長となり、議事を進行致します。会長、宜しくお願い致します。

議長（藤本正彦会長）

ただいまの出席委員は、36名中33名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立致します。

議長（藤本正彦会長）

これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員の選任を行います。「つがる市農業委員会会議規則」第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長において指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって議事録署名委員には10番 太田善造委員、11番 三橋衛委員を指名致します。

次に議事日程第2の会期についておはかり致します。会期は、本日一日とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日と決定致しました。書記には、事務局職員を任命致します。

それでは、これより議事日程第3の提出議案等の上程を行います。提出議案は、お手元に配布のとおりであります。

報告第19号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第63号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第64号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第65号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について

議案第66号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する適格者について

以上、報告1件、議案4件、計5件を上程致します。

議長（藤本正彦会長）

はじめに、「報告第19号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告させます。

事務局報告（坂本主事）

1 ページをお開きください。報告第 19 号について説明致します。

「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について」。農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。令和 7 年 12 月 3 日提出、つがる市農業委員会会長。

報告第 19 号は、1 ページの番号 155 番から 13 ページの番号 178 番までの 24 件です。解約は全て田で面積は合わせて 301,452㎡となっております。解約の理由は全て合意による解約です。以上で報告を終わります。

議長（藤本正彦会長）

報告については、以上のとおりと致します。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第 63 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（坂本主事）

説明に入る前に議案の 59 ページに訂正箇所がありますのでお開き願います。

まず、ページ左上の議案番号ですが、このページのみ議案第 59 号になっております。正しくは議案第 63 号ですので訂正をお願いします。

次に、番号 483 番の農地の所在の地番が「115-1-B」となっておりますが、こちらを「115-1 の内」と訂正をお願いします。こちらは登記面積 24,513㎡の内、山林の中の畑部分 5,700㎡のみの賃貸借の申請です。また、番号 485 番の所有権移転の「贈与」の申請については、印刷前に議案から抜けていたため、この 59 ページに追加し記載されておりますのでご了承ください。

それでは、議案の 14 ページをお開きください。議案第 63 号について説明致します。

「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」。農地法施行令第 1 条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和 7 年 12 月 3 日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第 63 号は、番号 403 番から 59 ページの番号 485 番までの 83 件です。内訳は、所有権移転の「あっせんによる売買」の申請が 11 件で面積は田が 89,834㎡、畑が 19,700㎡。「一般の売買」の申請が 3 件で面積は田が 426㎡、畑が 4,822㎡。「贈与」の申請が 18 件で面積は田が 146,594㎡、畑が 17,247㎡、樹園地が 3,124㎡です。また、「賃貸借」の申請が 50 件で面積は田が 834,788㎡、畑が 13,728㎡。「使用貸借」の申請が 1 件で面積は田が 2,616㎡です。

全案件とも別添の農地法第 3 条調査書 1 ページから 28 ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われます。

次に、売買価格について説明します。14 ページの 403 番の田は総額 200 万円、10a 当たり 14 万 1 千円、404 番の畑は総額 36 万円、10a 当たり 5 万 9 千円、15 ページの 405 番の田は総額 513 万円、10a 当たり 30 万円、16 ページの

406番の田と畑は総額201万円、10a当たり25万円、407番の田は総額100万円、10a当たり17万9千円、17ページの408番の田は総額200万円、10a当たり22万4千円、18ページの409番の畑は総額30万円、10a当たり2万3千円、18ページから19ページにかけての410番の田は総額510万円、10a当たり30万5千円、411番の田は総額250万円、10a当たり24万円、412番の田は総額50万円、10a当たり55万3千円、20ページの413番の田は10a当たり20万円、414番の畑は10a当たり10万円、415番の田は総額12万円、10a当たり28万2千円、416番の畑は総額1万円、10a当たり5千6百円となっております。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（8番 長谷川勝則委員）

ただ今、説明いただいた20ページ、21ページの415番と416番の備考欄に双方、弁護士が携わっているという、私、初めて見る気がします。それで、質問しますが、どの様な状況で弁護士が係わっているのか教えていただきたい。ただ、プライバシーの事もありますので、簡単にでも教えていただければと思います。

事務局説明（坂本主事）

415番の所有者は1人世帯かつ、ご高齢であり、ご自身での手続きが難しいため、弁護士が成年後見人となり申請をしたものです。続いて、416番ですが、土地の所有者が破産宣告をし、その債務整理をするため、弁護士が破産管財人となり売買の申請をしたものです。

（8番 長谷川勝則委員）

分かりました。

議長（藤本正彦会）

他にありませんか。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第63号の質疑を終結致します。

これより、議案第63号を採決致します。おはかり致します。議案第63号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第63号は、原案のとおり許可することに決

定致しました。

議 長（藤本正彦会長）

次に、「議案第64号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。

この案件については、14番 新岡亮委員、18番 秋田谷廣次委員、31番 稲葉武彦委員が関係している事案でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。

（14番 新岡亮委員、18番 秋田谷廣次委員、31番 稲葉武彦委員が退席）

議 長（藤本正彦会長）

それでは、議案第64号について説明を求めます。

事務局説明（坂本主事）

それでは議案の60ページをお開きください。議案第64号について説明致します。

「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」。農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和7年12月3日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第64号は、番号919番から63ページの番号923番までの5件です。内訳は、所有権移転の「あっせんによる売買」の申請が1件で面積は田が37,648㎡、畑が1,417㎡。その他、「賃貸借」の申請が4件で面積は田が34,290㎡です。全案件とも別添の農地法第3条調査書29ページから30ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われます。

次に売買価格ですが、60ページ919番の田と畑は総額500万円、10a当たり12万8千円となっております。以上で説明を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第64号の質疑を終結致します。

これより、議案第64号を採決致します。おはかり致します。議案第64号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第64号は、原案のとおり許可することに決

定致しました。

14番 新岡亮委員、18番 秋田谷廣次委員、31番 稲葉武彦委員入室願います。

(14番 新岡亮委員、18番 秋田谷廣次委員、31番 稲葉武彦委員入室し着席)

議長(藤本正彦会長)

次に「議案第65号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明(坂本主事)

それでは64ページをご覧ください。議案第65号について説明致します。

「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の作成を要請することについて、農業委員会の決定を求める。令和7年12月3日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第65号の件数については、一括方式の売買が1件となっております。65ページをご覧ください。番号1番、所有権を移転する農用地は、木造下福原の田5筆で、面積は11,910㎡です。売買価格は10a、260,000円となっております。

以上、促進計画案の一括方式の売買で所有権を移転する農地につきましては、農地取得後の耕作基準面積等のあおり農業支援センターが定める農地売買等事業の各要件をすべて満たしております。なお、作成要請する促進計画案は、あおり農業支援センターにより作成され、つがる市農業委員会会長名により1月中旬頃に認可・公告される予定です。以上で説明を終わります。

議長(藤本正彦会長)

説明が終わりました。これより質疑を行います。

(なしの声があり)

議長(藤本正彦会長)

ないようですので、議案第65号の質疑を終結致します。

これより、議案第65号を採決致します。

おはかり致します。議案第65号は、原案のとおり要請することにご異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議長(藤本正彦会長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第65号は、原案のとおり要請することに決定致しました。

議長(藤本正彦会長)

次に、「議案第 66 号贈与税の納税猶予及び不動産取得の徴収猶予に関する適格者について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（坂本主事）

66 ページをお開きください。議案第 66 号について説明します。

「贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する適格者について」。農地等の一括贈与に係る下記の贈与者及び受贈者は、租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項及び地方税法附則第 12 条第 1 項に規定する適格者であることの承認を求める。令和 7 年 12 月 3 日提出、つがる市農業委員会会長。

本案件に該当する適格者は、66 ページに記載されている 2 件であり、年齢、農業従事年数、認定農業者などの適格要件を満たしております。なお、贈与税の納税猶予を受けるか、相続時精算課税制度を選択するか、不動産取得税の徴収猶予を受けるかは、一括贈与を受けた受贈者の判断で申告することになります。以上で説明を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第 66 号の質疑を終結致します。

これより、議案第 66 号を採決致します。おはかり致します。

議案第 66 号は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 66 号は、原案のとおり承認することに決定致しました。

議 長（藤本正彦会長）

次に、議事日程第 4 の諸般の報告について、事務局から説明があります。

事務局説明

1. 次期総会日程（案）について （中野事務局長）

1) 日 時 令和 8 年 1 月 7 日(水) 午後 4 時 00 分より
場 所 つがる市役所 3 階会議室

2) 日 時 令和 8 年 2 月 6 日(金) 午後 2 時 00 分より
場 所 つがる市役所 3 階会議室

2. 事務連絡

- 1) 令和8年新年祝賀会について（村田次長）
- 2) 新年会について（村田次長）
- 3) 農業委員会手帳について（村田次長）
- 4) 令和7年度つがる市農業委員会忘年会収支決算報告（村田次長）
- 5) 農用地のあっせんのお願について（坂本主事）

議 長（藤本正彦会長）

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了致しました。その他の件について、委員より発言がございましたら、お願いします。

（発言がなし）

議 長（藤本正彦会長）

以上をもって、「令和7年第12回（12月）つがる市農業委員会総会」を閉会致します。